

# サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和2年  
9月11日  
Vol.49

## インターネット上の誹謗・中傷・個人情報の流布

### 犯罪に当たる可能性を認識しよう！

インターネット上で、特定の個人や組織に対する誹謗・中傷や根も葉もないデマなどの書き込みは、「**名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害**」等の犯罪に当たる可能性があります。

また、インターネット上でトラブルが発生すると、現実世界では考えられないような過激な投稿等が行われる可能性があるため、**注意が必要**です。

さらに、SNSや掲示板等で他人の氏名・住所・電話番号などの個人情報を発信すると、その情報は**安易に拡散される可能性があり、インターネット上から完全に消すことは困難**です。

### 安心・安全にSNS等を利用するための 注意事項！

- SNSや掲示板の利用規約やマナーを守る。
- 投稿内容が「**名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害**」等の犯罪に問われる可能性があることを認識する。
- 投稿する時は、投稿内容を再度確認し、トラブルが発生するような書き込みや発言、写真の掲載はしない。
- 自分や家族等の「**個人情報**」を安易に掲載しない。また、他人の個人情報を含めプライバシーに関する情報は書き込まない。

## 被害に遭った際の対応ポイント！

① 名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害等の犯罪に該当する可能性がある場合

最寄の警察署に「書き込まれた内容や日時」が分かる資料等を持参し**相談**してください。

② 掲示板の書き込み内容を消してほしい場合

掲示板の管理者や運営会社等に「**削除依頼**」をしてください。

③ メールアドレスや電話番号を掲載されるなどして、他人からメール等が届く場合

着信拒否設定やメールアドレス・電話番号の**変更**を検討してください。

★一人で抱え込まず、家族、警察、専門機関（「インターネット人権相談受付窓口(法務省)」、「違法有害情報相談センター(総務省支援事業)」等に相談しましょう★

相談窓口

参照元：警視庁HP([https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei\\_other/slander.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei_other/slander.html))

愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課 TEL089-934-0110(代)